

世界大恐慌期のフランス社会改革と 阻害要因(Ⅰ)

——人民戦線内閣の経済再生構想の軌跡との関連——

向 井 喜 典

目 次

はじめに

- I 歴史認識の対象と視座
 - II 人民戦線ブルム内閣の経済再生構想とマティニョン協定の役割
 - III 労働基本権改革制度と購買力政策の実現過程と民衆文化の高揚(以上、本号)
 - IV 人民連合の軋轢と雇主復権運動とフラン平価切下げ政策の破綻(以下、次号)
 - V 消費者物価急騰過程の重圧と社会改革一時休止声明と労使関係
 - VI 財政全権委任法案の上院阻害と人民戦線ブルム内閣の総辞職
- おわりに 経済的自由主義政策路線の復活の歴史的位相

はじめに

日本経済の動態が景気回復過程の矛盾を深める国民生活の進路にむけて、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、日本国憲法で国民の生存権を保障する課題を法定されている国家の社会経済的使命が担う役割を、各地でさまざまに問われている。その論調が国民生活に広がる社会的格差拡大過程のなかでもつ意味は、さかのぼって1930年代に資本主義世界経済の動態を未曾有の規模と深度で長期間にわたって震撼させた世界大恐慌の衝

撃が、高度に発達した資本主義諸国の経済過程で資本蓄積様式の恐慌脱出課題にとまなう構造的失業者を大量に排出させて、国家の行財政機構が担う役割を肥大化して管理経済化する各国の資本蓄積様式が、世界市場の動態をブロック経済圏に再分割する貿易・関税政策を競合して国際通貨制度の再建金本位制を瓦解させた過程で、第2次世界大戦を勃発させるファシズムの台頭を国際的に基礎づけた激動期に、社会改革と経済再生の課題をめざす多数者が世界平和を希求して連帯した各国の経験を、あらためて想起させるように思われる。

戦後60年余りになる日本の政治社会状況が混沌としている現局面で、世界経済の動態を多国籍企業が市場競争原理に基づいて一極主導的に再編成するグローバル化過程と連動する新自由主義の政策動向が、戦力保持の禁止と交戦権の否認を日本国憲法で法定されている議会制民主主義の課題を、人間の全面的発達と世界の恒久平和を希求する誰もが擁護して、持続する社会を創造する課題をめざす国民生活の進路と国際交流にむけて、重大な岐路に当面させている時期である。日本国憲法で国民の幸福追求権を法定されている歴史的役割を念頭におくことが必要な時期である。そのためにも、国際的に労働と生活のグローバル格差が深刻な動態のなかで、日本の経済と政治の現状について考える視座から、本稿で歴史認識する対象と課題を、1930年代の世界大恐慌期にフランスで経験された社会改革の政策展開様式がたどった軌跡にさかのぼって措定する。

本稿で歴史認識する対象は、こうした視座から、1930年代の世界大恐慌期に国際的に台頭したファシズムの脅威がフランスの政治社会状況に投影した激動過程にさかのぼる。それは、第三共和制フランスの議会政治が有効な恐慌対策をもたない歴代の内閣がきわめて短命に交替していた機能不全状況を改革するために、労働者が生活防衛の要求を結集する過程を大衆的な主力として、多数者が反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を担って連帯した運動が、首都パリを中心に社会的に高揚した時期である。この運動は、恐慌下のフランスで政治腐敗現象も多発していた状況と連動して急速に台頭した反議会主義の極右諸同盟が、1934年2月6日夜に、首都パリで死者15名と負傷者2000名以上を発生させた放火と流血の反政府暴動で国民議会(下院)の議事堂を威嚇して、議会の信任をえたばかりの急進社会党(以下、急進党と呼ぶ)が首班する中道派諸政

党の連合内閣が、翌7日に総辞職した議会共和制フランスを崩壊させる民主主義的自由の理念の危機の極点に、労働者と知識人層が対抗した反ファシズム運動から発端した。急進党は、地方都市と農村の広範な中産階級を主要な支持基盤として、「中間層の共和国」と呼ばれた第三共和制フランスの議会政治を第1次世界大戦後から代表してきた中道左派政党であり、急進党が首班する内閣は同年1月下旬にも極右諸同盟のデモンストレーションに圧倒されて総辞職していた。この議会共和制フランスの歴史に前例がなかった街頭からの度重なる暴力が、議会共和制を崩壊させて政治社会状況をファシズム化させる過程を制圧するために、労働者が生活防衛の要求を結集して労働組合運動が統一する過程を大衆的基盤組織として、都市中間層と農民層など中産階級の多数者が生活防衛の要求に基づいて連帯した議会制民主主義擁護の運動が、知識人層の社会意識が覚醒する動態に支えられて、首都パリを中心に社会的に高揚した。やがて国際的視野からも人民戦線運動と呼ばれた多数派形成の運動である⁽¹⁾。

- (1) 研究史の古典に、Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire, 1934-1938*, Paris, Payot, 1965などがある。近年の通史的研究の名著には、Julian Jackson, *The Popular Front in France, defending democracy, 1934-1938*, Cambridge, Cambridge University Press, 1988. (その訳書、ジュリアン・ジャクスン著、向井喜典ほか訳『フランス人民戦線史—民主主義の養護、1934年～1938年』昭和堂、1992年)がある。1994年7月にロンドンで欧米諸国での研究動向を原著者から懇切にご教示いただいた。さらに、1936年にパリとバルセロナで労働者の運動が担った歴史的役割を追跡された労働社会史研究の成果、Michael Seidman, *Workers against work: Labor in Paris and Barcelona during the popular fronts* Berkley, University of California Press, 1991, (その訳著、マイケル・サイドマン著、向井喜典ほか訳『労働に反抗する労働者—人民戦線期のパリとバルセロナにおける労働—』大阪経済法科大学出版部、1998年)が、通説批判の見地から示唆深い。併せて、1986年4月にイギリスのサウザンプトン大学で、欧米諸国から70名を越える現代史家が参加して開催された国際シンポジウムの報告論文集、S. Alexander and Helen Graham, *The French and Spanish Popular Fronts: comparative perspectives*, Cambridge University press, 1989. (その訳書、アレクザンダー・マーティン、ヘレン・グラハム編、山口正之訳、向井喜典ほか訳『フランスとスペインの人民戦線—50周年記念・全体像比較研究—』、大阪経済法科大学出版部、1994年)が、必読の名著である。日本の諸先学の研究成果からは、横田地弘教授の先駆的成果「フランス—人民戦線の台頭と大衆指導—」、日本政治学会編『大衆デモクラシーにおける政治指導・年報政治学1955』、岩波書店、1955年所収に、Joel Colton, *Compulsory labor arbitration in France, 1936-1939*, New York, King's Crown Press, Columbia University, 1952 (その後に訳書、ジョエル・コルトン著向井喜典ほか訳『フラン

恐慌下のフランスでこの運動が首都パリを中心に社会的に高揚する過程で、政治社会状況がファシズム化する諸相を制圧するために、社会改革と経済再生の課題をめざして、社会改革の政策展開様式の世界史に画期的な位置と役割をもつ労働基準の保障と労使関係の規制の法定諸制度を実現された歴史的役割と、それを経済過程から慌しく制約して暗転させた致命的な阻害要因がもった歴史的位相を、従来いくつかの機会に追跡してきたが、本稿は、それらの論稿で考察した内容を集成するために構想した試論の一部である。そのためには、世界経済の動態を一極主導的に再編成するグローバル化過程の現段階と、1930年代の世界大恐慌期にフランスで経済と政治の諸過程を規定した歴史的諸条件がもった歴史的位相との段階差を、十分に念頭におかなければならないであろう。

I 歴史認識の対象と視座

世界大恐慌の衝撃がフランス経済の動態を重圧していた1930年代の恐慌局面で、フランス社会党の委員長レオン・ブルム Léon Blum を首相とする人民戦線内閣(以下、人民戦線ブルム内閣と呼ぶ)が、反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を担って多数者が連帯する過程をめざして、1936年4月26日と5月3日の下院総選挙の結果に基づいて6月4日に成立した。人民戦線運動を進めてきた諸政党が入閣または緊密に閣外協力して成立した連合内閣である。なかでも念頭におきたい歴史認識の対象は、労働者の生活防衛の要求を大衆的な主

ス労働争議強制仲裁制度、1936～1939年』大阪経済法科大学出版部、1999年。)と併せて、拙稿「現代フランス労働政策史の画期—人民戦線政府のもとでの強制仲裁制度の成立過程—」、京都大学『経済論集』第76巻2号、1955年、所収を書いた時期に、多くを学ばせていただけたことがある。近年の諸論著では、平瀬徹也教授の同著『フランス人民戦線』、近藤出版社、1974年、平田好成教授の同著『フランス人民戦線論史序説』法律文化社、1977年をはじめ、フランスの人民戦線運動の時期の経済過程に主眼をむける通史的研究の成果を代表される廣田功教授の同著『現代フランスの史的形成—両大戦間期の経済と社会—』、東京大学出版会、1994年と、竹岡敬温教授が『大阪大学経済学』などに1970年代から掲載されている。一連の成果に、多くを学ばせていただいていることを厚く感謝したいと思う。

力として多数者が連帯して、第三共和制フランスの議会制民主主義を擁護するために、「社会改革と経済再生の同時達成」⁽²⁾をめざしたと首相ブルムがいう労働基準の保障と労使関係の規制を世界史に画期的に改革する政府法案を、この内閣が成立した後ほどなく議会在相次いで可決して、法定年次15日間（休日を含む）の有給休暇の連続取得権を法で保障した世界最初の年次有給休暇法の制定・公布と、週賃金減額をともなわない世界最初の週40時間労働制による賃金総額の増加と雇用機会の創出を政府がめざした法的確定と、団体協約法を画期的に改革して最低賃金制の発展と企業内労使関係の規制を、労働者の生活防衛の要求に応じて、フランス経済の恐慌克服課題を政府が政策目的として同年6月下旬に実現された歴史的役割についてである。

社会改革の世界史に画期的なこの法定諸制度は、労働者の生活防衛の要求を大衆的な主力として多数者が連帯した人民戦線運動が、首都パリを中心に社会的に高揚する過程に促迫されて実現した最大の制度的所産である。そして、恐慌下のフランスで鬱積していた労働者の生活防衛の要求が人民戦線ブルム内閣の成立と呼応して社会的に爆発して、フランスの労働争議史に空前の規模で、労働者が職場に泊り込んで自主管理する「工場占拠」ともなって全国各産業部門の多くへ広がった大ストライキの激動過程が、従来は労働争議の経験がなかった大多数の未組織労働者にも伝播した社会的緊張状況に促迫されて実現した。それは、社会改革の政策展開様式の世界史に新しい発達段階が到来した画期を表象した労働基準の保障と労使関係の規制の制度改革であるとともに、それに続いて、フランス経済の動態を都市と農村の広範な勤労諸階層の生活防衛の要求に応じて恐慌局面から脱出させるために、経済諸制度を画期的に改革する政府法案も、同年夏までにいくつか議会を通過した過程の出発点に位置している。それにもかかわらず、その経済改革法案の議会審議過程は、議会の保守派が牙城としていた上院で幾度か修正を余儀なくされて、政府法案が当初にめざした政策目的を少なからず後退させられた結果を見落とせないであろう。

フランス経済の動態が経済危機の諸相を深めていた恐慌局面で、人民戦線ブ

(2) Léon Blum, *L'Exercice du pouvoir, discours prononcés de mai 1936 à janvier 1937*, Paris, Callimard, 1938, p.83.

ルム内閣が成立する過程を迎えたフランスの労働組合運動は、1922年末に労働組合全国中央組織 Confédération Générale du Travail, CGT がフランス社会党系とフランス共産党系に分裂していらいつつ続けていた相剋の連鎖を克服して、全国的規模で再統一する課題を1936年3月3日から5日にかけて開催されたCGT 第24回全国大会で達成していた時期であり、その過程を1934年7月27日に統一行動協定を締結していた社・共両党が政治指導した。フランス共産党は、1928年にコミンテルン第6回世界大会で決定された「階級対階級」戦術に基づく「社会ファシズム」論に従来久しく支配されていて、社会民主主義者の運動も敵視していたが、フランス社会党系の労働組合全国中央組織CGTが、1934年2月12日に全産業規模で実施した反ファシズム・ゼネラル・ストライキに、その直前になって参加して、社会党系と共産党系の労働者が職場と首都パリの街路ではじめて共同行動した過程で、長年にわたる分裂と相剋の連鎖を克服できる展望を労働者の大衆的な要望に支えられて見いだした。その過程で、ノーベル賞受賞者で国際的に著名な文豪ロマン・ロラン Romain Rolland と、フランス共産党員で著名な作家 アンリ・バルビュス Henri Barbusse が、1932年8月から主導した戦争とファシズムに反対するアムステルダム・プレイエル運動が進展していて、1934年5月3日に、パリ大学教授で著名な物理学者であるフランス共産党系のポール・ランジュヴァン Paul Langevin と、フランス社会党員で著名な人類学者ポール・リヴェ Paul Revet と、急進党系の哲学者アラン Alain が提唱して、きわめて多数の知識人が相次いで入会した「反ファシズム知識人監視委員会」が首都パリで結成された状況のなかで、フランス共産党はコミンテルンの指導部から了解をえて同年7月27日にフランス社会党と統一行動協定を締結した。さらに、フランス共産党は、政治社会状況がファシズム化する過程を多数者が連帯して制圧するために、労働者階級と中間層が同盟して「労働と自由と平和のための人民戦線」を結成する必要を、急進党が同年10月下旬に開催する党全国大会にむけて10月9日から提唱した。同党との共同行動を拒絶し続けていた中産階級の政党である急進党も、労働者と知識人層の反ファシズム運動が進展する過程で、1935年7月14日のフランス大革命記念日に首都パリ近郊のビュファロー競輪場で開催された「全左翼共同集会」で、

人民戦線運動を進める諸政党と諸団体の全国中央組織として「人民連合全国委員会」が結成されて、その政党と団体の共同綱領として「人民連合綱領」（以下、人民戦線綱領と呼ぶ）を策定する過程に参加した。翌36年1月12日に同年春の下院総選挙にむけて発表された人民戦線運動の共同綱領である。

人民戦線綱領の策定過程は、人民連合全国委員会を構成する10団体から選出された綱領草案起草委員会で進められて、有効な恐慌対策をもたない歴代の内閣が踏襲していた経済的自由主義の政策路線に依拠する傾向が強かった急進党の主張が、フランス社会党の委員長ブルムらが、世界大恐慌の震源地でその衝撃が資本主義諸国のなかで最も深刻であったアメリカ経済の動態を改革するために、1933年3月から実施されていたニュー・ディール政策の展開様式に多くの示唆を学んでいて、基幹産業部門の大企業経営の国有化などを要求した経済再生構想と、隣国ベルギーの労働党の委員長アンリ・ド・マン Henri de Mann がかねてから提唱していた「労働プラン」の構想を、ヨーロッパ諸国の社会主義政党や労働組合運動のなかでいち早く導入していたCGTが、信用組織の社会化などを要求した「社会経済刷新プラン」に基づく制度政策要求に鋭く対立した。その過程で、フランス共産党は人民戦線運動を進める諸政党の統一行動を主導するために急進党の主張を多くの点で支持したので、知識人団体から参加していた起草委員が争点の理論的根拠に立ち入らないように調整して、制度政策要求の重要ないくつかを未解決に残したままで成文に到達した⁽³⁾。やがて下院総選挙の結果に基づいて人民戦線ブルム内閣が成立した後ほどなく実現した社会改革の法定諸制度にむけても、週賃金減額をとまなわない週40時間労働制の「週賃金減額をとまなわない」という字句を削除されて、年次有給休暇法についてはなんら書かれなかったことなどを含めて、「この綱領は意図的に即時適用できる諸手段に限られている」と前文に書かれていて、「労働者階級の組合組織によって練り上げられた諸計画や諸綱領を組み入れた」と強調されている最低限綱領である⁽⁴⁾。さらに、人民戦線綱領と同時に発表されて人民連合全国委員会の組織と財政を規定した人民連合規約の策定過程でも、フランス共産党がかねてから提唱していた民主主義的手続きによって選出される

(3) Julian Jackson, *The Popular Front in France*, op. cit., p. 136 etc.

個人加盟の人民戦線委員会を各地に結成する必要を、フランス社会党と急進党が、既成政党の存在理由を空洞化させるフランス共産党の策謀であると批判して、規約の成文では個人加盟を認めないと明記されて、フランス共産党も反ファシズム議会制民主主義を擁護する多数者の運動を統一的に発展させるために承認した。人民連合のすべての活動は地方委員会についても全国委員会と同様に構成員が全員一致する範囲に限定することを規約に明記されている。

国際的視野から見ると、恐慌下のフランスで各国から多様な関心をむけられた人民戦線運動が、首都パリを中心に社会的に高揚する過程は、世界大恐慌の衝撃がヨーロッパ諸国の経済過程のなかで最も深刻であった隣国ドイツで1933年1月30日に政権を獲得したナチスが、人類の歴史に最も先進的な労働と生活の社会権を憲法で保障していたワイマール共和制を壊滅させて、第1次世界大戦後のヨーロッパの平和な国際関係を規定していたヴェルサイユ条約の体制に挑戦して、その集団安全保障機構である国際連盟から同年10月にナチス政権が脱退して、ヨーロッパの国際関係を再軍備政策で侵犯する脅威に触発されたフランス共産党が、第3共和制フランスの議会制民主主義を再評価して擁護した国際的視野からも画期的な戦術転換を実現して、労働者階級と広範な中間層が連帯して反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を担う人民戦線運動を政治指導して高揚した。コミンテルンが1935年7月に開催した第7回世界大会でも、

(4) 人民戦線綱領の策定過程をめぐる経済再生構想の諸潮流の動向については、Julian Jackson, *The Politics of depression in France, 1932-1936*, Cambridge, Cambridge University Press 1985. (その訳書、ジュリアン・ジャクスン著、向井喜典ほか訳『大恐慌期のフランス経済政策、1932～1936年』大阪経済法科大学出版部、2001年) から多く学ばせていただいた。併せて、この時期のフランスの通貨政策とその政策論の動向について、Kenneth Mouré, *Managing the franc Poincaré: Economic understanding and political constraints in French monetary policy, 1928-1936*, New York, harvad University Press, 1989. (その訳書、ケネス・ムーレ著、山口正之監訳、向井喜典ほか訳『大恐慌とフランス通貨政策—ポアンポアンカレ・フランの経済的理解と政治的拘束—』、見洋書房、1999年) に多くを学ばせていただいた。

日本の研究成果では、廣田功教授の前掲書『現代フランスの史的形成』の第二部「世界恐慌期の恐慌対策と管理経済」などから多くを学ばせていただいて、拙稿「大恐慌期のフランス経済再生構想の位相—人民戦線形成過程の政策理念」大阪経済法科大学『経済学論集』第25巻第2号、2001年11月と、同誌第62巻第1号、2002年9月所収でも考察している。

フランス共産党が人民戦線運動を政治指導してきた世界史に先駆的な役割を高く評価されて、人民戦線運動を国際労働運動の展開様式の基本課題とする方針を大会決定された。この大会決定は、1928年のコミンテルン第6回世界大会で決定された「階級対階級」戦術に基づく「社会ファシズム」論の支配から、国際労働運動の政治指導理論が決定的に転換した発展画期であり、世界大恐慌の衝撃とファシズムの脅威に対抗して、社会を構成するすべての個人が人間の全面的発達と世界平和を希求して、議会制民主主義を擁護する運動の各国から多様な関心をむけられた道標である。それにもかかわらず、この世界史に先駆的な運動経験を、慌しく制約して暗転させた致命的な阻害要因もった歴史的位相を、フランスの労働組合運動と民主主義運動のその後の過程を展望して明確に検討する必要がある。それを歴史認識する主要な関心は、経済危機を克服する社会改革の課題と経済再生構想がたどった軌跡との関連に基づいてである。

II. 人民戦線ブルム内閣の経済再生構想とマティニヨン協定の役割

世界大恐慌の衝撃に重圧されていたフランス経済の動態の恐慌局面で、反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を担って1936年6月4日に成立した人民戦線ブルム内閣が、「社会改革と経済再生の同時達成」をめざしたと首相ブルムがいう政策課題を実現するために、その政策理念の目標を、「フランス経済を生き返らせて、失業者を吸引し、消費可能な所得を増加させて、自己の労働によって真の富を創造するすべての人たちにいくらかの安全と福祉を提供する」⁽⁵⁾と、6月6日午後到下院で信任された施政方針表明のなかで首相ブルムは述べている。この内閣が成立する過程を支えた人民戦線運動の共同綱領である人民戦線綱領に集約された制度政策要求を、社会経済改革の政策課題を実現するための政策規範とした施政方針の表明である。それがもつ意味を、社会の真の富と直接に生産する勤労諸階層の消費購買力を増加させて、経済再生構

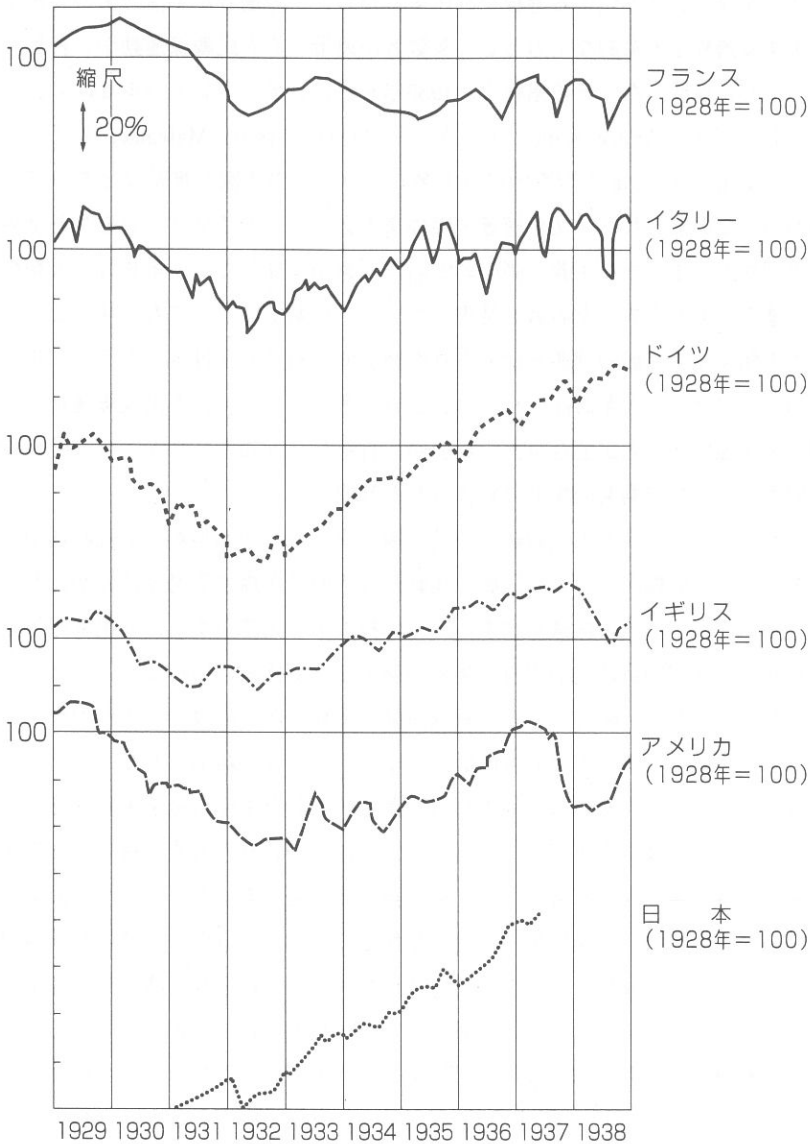
(5) Léon Blum, in *Journal officiel de la République Française annales de Chmble de Deputes:Debat parlementaire*, 6/6 1936.

想を達成する課題をめざした「購買力政策」であったと通念されている。

世界経済の趨勢は、この時期に、1934年夏を境とする不安定な性格の景気回復過程へ移行していたが、世界大恐慌の衝撃が発達した資本主義諸国のなかで最も遅く1931年第4四半期から本格的に波及したフランス経済の動態は、なおも恐慌局面を続けていて(第1図、参照)、構造的失業者を大量に排出されていた時期であった。歴代の内閣が、経済自由主義の政策理念に基づいて恐慌下で政府財政支出を抑制するために、1934年2月から進めてきたデフレーション政策が、都市でも農村でも勤労諸階層の生活不安を深めていた時期であり、なかでも、政界右翼である共和右派のラヴァル Pierre Laval 内閣が1935年夏に歳費を一律10%削減して、公務員給与と年金給付額を大幅に削減した超緊縮政策を実施した結果が深刻であった。そして、その過程で、フランス経済の国内物価が国際価格に比べて平均20%以上も高い水準にとどまっていた内外価格差が、本位貨フランの信任度を失墜させていて、フランス経済の動態を重圧する資本の海外逃避が、1936年春の下院総選挙後に未曾有の大ストライキの激動状況に反撥して急増した時期である。世界有数の小麦生産国であるフランスの農業も未曾有の農業危機を深めていて、さらに、下院総選挙にさきだつ1936年3月7日には、隣国ドイツのナチス政権が、1925年にドイツとフランスの両国政府間で調印されたロカルノ協定で定められたライン・ラント非武装地帯へ陸軍を進駐させて再軍備を宣言して、独仏関係を緊張させてヨーロッパの国際関係を侵犯する暴挙を進めはじめた時期であった。フランスの急進党首班ショータン Camille Chautemp 内閣は、1935年6月に英独海軍協定を締結していたイギリスの政府の対応様式に制約されて、このナチス・ドイツの暴挙に有効に対処しなかったが、1935年5月10日には、ナチスの戦争挑発策動に対抗するためにソビエト連邦政府の対外政策の新しい展開様式として、仏ソ相互援助条約が両国政府間で調印されて、両国政府の共同コミュニケのなかで、ソ連の首相スターリン Josef Stalin が、フランスの歴代の内閣が踏襲していた国防政策を容認する公式見解を表明していたが、この相互援助条約を1936年2月までフランスの議会で批准されなかった時期である。

経済危機の諸相とヨーロッパの国際関係の緊張状況が重層して、第三共和制

第1図 主要工業諸国の工業生産指数の推移 (1929~38年)



〔出典〕 Pierre Renouvin et René Rémond (dir.), *Actes du Colloque, L Blum, Chef de Gouvernement 1936-1937*, p.297. Paris, 1965.

フランスの議会政治を混迷させていたその時期に、恐慌下のフランスで政治社会状況がファシズム化する過程を制圧するために、労働者が生活防衛の要求を結集する過程を大衆的な主力として多数者が連帯する人民戦線運動が、首都パリを中心に進展した。その過程で、1935年6月に、アンドレ・バルビュス、アンドレ・ジッド André Siede、アンドレ・マルロー André Malraux、ルイ・アラゴン Louis Aragon ら国際的にも著名なフランスの作家が推進役となって、首都パリで開催された「文化擁護国際作家大会」に、ドイツとソ連を含む世界20カ国からさまざまな主義主張の約90名の作家が参加して、前年6月に人類の文化遺産である古典的な名著も焚書したナチスの暴挙によっても、怯むことのない人類文化の発展の課題を探究された歴史的役割にも注目されよう。同年7月14日のフランス大革命記念日には、さきに行ったように、人民戦線運動の全国中央組織である人民連合全国委員会が、首都パリ近郊のビュファロー競輪場で開催された全左翼共同集会で結成された時期である。

恐慌下のフランスで人民戦線ブルム内閣が成立した1936年春の下院総選挙の結果は、経済危機が深まり人民戦線運動が社会的に高揚する過程にもかかわらず、前回(1932年)の総選挙結果に比べて投票率に大差がなく、人民戦線運動を敵視する保守的諸政党が固有の集票基盤をなおも強固に保持していた状況のなかで迎えられた。総じて、人民戦線運動を進めてきた諸政党の連合が反人民戦線派の諸政党に得票率でも議席数でも圧勝した総選挙結果であったが、人民戦線の政党連合の内部では、地方都市と農村の広範な中産階級を主要な支持基盤として、従来は議会第1党であった急進党が、未曾有の農業危機による影響もあって議会第2党へ転落して、従来は議会第2党であったフランス社会党が、中・南部の農村の零細農耕地帯へ集票基盤を拡大して、得票率も議席数も微増して議会第1党へ成長した。なかでも多様な関心をむけられた議席構成の変化は、議会共和制フランスの伝統に底流する民主主義的自由の理念を擁護して、人民戦線運動が社会的に高揚する過程を政治指導してきたフランス共産党が、書記長モーリス・トレーズ Mourice Thorez がいう「強くて自由で幸福なフランス」をめざして、得票率を2倍増、議席数を一挙に7倍増して、立党後はじめて議会第3党へ急成長した大躍進であった(第2表、第3表、参照)。フラ

ンス共産党は、フランス経済の動態を支配する「200家族」と呼ばれていた金融寡頭制に対抗するために「反200家族国民連合」を結成する課題を、総選挙対策の基本方針に掲げていて、その総選挙に続いた未曾有の大ストライキの過程で、党員数も飛躍的に激増する時期を迎えた。反人民戦線派の政界と財界が、左翼は共産党に支配されているという策動によって恐怖感をかきたてようと煽動していた状況のなかで、急進党は、第1次投票で勝利した立候補者が第2次投票でも勝利するように、出身政党が調整する共和制の規律に違反した事例が多かった政党であり、総選挙結果が確定した直後から、人民戦線の政党連合から脱退する要求が党内に現われていた⁽⁶⁾。

総選挙の結果を5月4日に発表された直後から、議会第1党であるフランス社会党の内部では、同党の議員団長である委員長レオン・ブルムが首班して人民戦線派の諸政党が連合する内閣を成立させる要望が党内に高まって、フランス経済の動態と政治社会状況が深刻な局面で政権を担当する能力があるかどうかを、5月10日にブルムは自分に問うていた。大統領アルベール・ルブラン Albert Lebrun もブルムに組閣を要請していたが、第三共和制フランスの議会政治がもつ合法性に固執していたブルムは、前回(1932年)の総選挙によって選出された議会が6月3日に任期を満了するまで、党内の要望を抑えつけていて組閣しなかった。そして、その過程で人民戦線派の諸政党と労働組合全国中央組織CGTに入閣要請して組閣の準備を進めていた。フランス共産党は、1789年のフランス大革命の過程でジャコバン派が担った社会愛国主義の役割を、反ファシズム議会制民主主義擁護の課題にむけて発展させることをめざした「新ジャコバン主義」の運動路線に基づいて、人民戦線運動が社会的に高揚する過程を政治指導していて書記長トレーズが入閣する意向をもってしたが、同党の書記局が、入閣して社会を構成する多数者に無用な恐怖感を与えたくないとは判断して、ブルムからの入閣要請に謝絶して緊密に閣外協力することを返答した⁽⁷⁾。急進党からは、中間派の代表者で首相経験者である委員長エドゥアール・ダラディエ Édouard Daladier ら有力な党幹部が入閣した。人民戦線運動

(6) J. Larmour, *The French Radical party in 1930's*, Stanford University Press, New York, 1964, p.217.

世界大恐慌期のフランス社会改革と阻害要因(I)

第1表 1936年総選挙結果(議席)

		1936年 議席	改選前	増減
人民 戦線 派	共産党	72	10	+62
	PUP(プロレタリア統一党ほか)	10	11	+1
	社会党	146	97	+49
	USR(社会主義共和同盟)	26	45	-19
	急進社会党	116	159	-43
	その他	3		+3
計		373	322	+51
反人民 戦線 派	独立派	11	22	-11
	急進左派	31	66	-35
	人民民主派	23	23	
	左翼共和派	84	99	-15
	民主共和同盟	88	77	+11
	保守派	11	6	+5
計		248	293	-45

資料：Lefranc, *Histoire du Front Populaire*. Payot. Paris. 1965. p.131より作成

第2表 1932-36年総選挙得票数比較

	1932年	1936年
有権者	11,533,593 (100%)	11,798,550 (100%)
共産党	783,098 (6.78%)	1,468,949 (12.45%)
社会党系	2,034,124 (17.63%)	1,996,667 (16.92%)
急進社会党系	2,315,008 (20.07%)	1,955,174 (16.57%)
(計)	5,132,230 (44.48%)	5,420,790 (45.94%)
右派 (反人民戦線派)	4,307,865 (37.35%)	4,233,928 (35.88%)
有効投票数	9,440,095 (81.84%)	9,654,718 (81.82%)

資料：Dupeux, *Le Front Populaire et les élections de 1936*. p.126.

を進める大衆的基盤組織であるCGTの指導部は、労働組合運動がもつ自立性を堅持する見地から閣外協力することにとどまって成立した連合内閣である。

人民戦線ブルム内閣の閣僚構成は、「社会改革と経済再生の同時達成」をめざしたと首相ブルムがいう社会経済改革の政策理念の目標を達成するために、委員長が首相となったフランス社会党から入閣した閣僚が社会政策と経済政策を主管して、急進党からは、委員長ダラデイエが国防相と副首相を兼任し、外交・国防政策を主管する閣僚が入閣して、社会共和同盟からも少数の閣僚が入閣した。フランス共産党は、書記長トレーズらが毎週木曜日に首相ブルムの私宅を訪問して協議する緊密な閣外協力を組閣と同時に開始した。女性の参政権がまだなかった時期に三人の著名な女性の知識人が首相となるブルムからの要請に応じて入閣した内閣であり、社会経済政策については、経済政策の諸活動を統括して統一的に調整するための国民経済省を新設されたことや、首相ブルムが、職場で疎外されている労働者の人格を労働過程外で実現させるために、かねてから意図していた余暇の社会権を法定して有効活用させる政策を担当するスポーツ・余暇担当国務次官の職を新設したことなど、重要ないくつかの改革で注目された内閣である。首相ブルムが当面する最重点課題としていた政策展開様式は、政治社会状況がファシズム化する脅威を多数者が連帯して制圧して、フランス経済の動態を恐慌局面から脱出させるための恐慌克服課題であった。首相ブルムは、人民連合全国委員会が同年春の下院総選挙で人民戦線の政党連合が勝利した意義（急進党は大敗したが）を祝賀して、7月14日のフランス大革命記念日に首都パリのナシオン広場で主催した祝賀大集会で、「社会正義へのあらゆる努力、あらゆる前進は、フランスの労働者を共和制と国家に結びつける。かれらに共和制と国家を擁護する新たな理由を提供することこそ、人民戦線の目的である。⁽⁸⁾」と、演壇から聴衆にむけて政策理念を呼びかけた。

社会正義を実現する課題を首相ブルムがめざした人民戦線ブルム内閣が成立

(7) 平田好成教授の前掲書『フランス人民戦線史論序説』の3、6「フランス人民戦線政府論—フランス共産党の見解を中心として—」で、その経過を明確に析出されている。併せて、Julian Jackson, *The Popular Front in France, op. cit.*, pp. 66-69. に読む歴史認識が示唆深い。

(8) Léon Blum, *L'Exercice du pouvoir.*, op. cit.

する過程は、恐慌下のフランスで鬱積していた労働者の生活防衛の要求が、人民戦線ブルム内閣が成立して担う役割に期待して社会的に爆発して、下院総選挙後の5月10日過ぎから、首都パリ周辺の新鋭重工業地帯で、労働者が職場を自主管理する「工場占拠」をともなって続発した大ストライキの激動状況が、6月に入って、パリ地域の金属・機械工業部門の労働組合運動を主力として、6月2日から全国各産業部門の多くへ急拡大して、フランスの労働争議史に空前の規模で、従来は労働争議の経験がなかった大多数の未組織労働者にも伝播した社会的緊張状況のなかで迎えられた。首都パリでは、上下水道などの公共施設が機能してただけで、パンの入手も困難になっていた労使関係の矛盾の社会的爆発過程であり、ストライキ件数も6月には全国計で12000件を上回って、全国で約200万名の金属、繊維、食品、百貨店などの業種の労働者が参加した未曾有の大ストライキであった。(第3表、第4表、参照)。ストライキをはじめから要求書を作成した事例も数多く、フランスの労働争議史にほとんど前例がなかった「工場占拠」の全国的な広がりも、経営社側からのロックアウトを回避して労働者を職場で全員をストライキに参加させて、スト破りする「黄色組合」の発生に対抗するための自然発生的な防衛的性格の争議形態が圧倒的多数であった。ストライキ委員会は職場の秩序を継持して施設や機材を保全していて、職場で祭典や踊りを組織した事例も数多く、労働者が下院総選挙の結果に支えられて人格の尊厳を実現するための巨大な希望の社会的爆発であった。この社会的爆発が全国各産業部門へ広がる過程を收拾する課題を先決要件として成立した内閣が、人民戦線綱領に集約された制度政策要求を社会経済改革の政策規範として社会正義の実現をめざした人民戦線ブルム内閣である。

6月4日夜に大統領ルブランに閣僚名簿をブルムが提出して人民戦線ブルム内閣が成立した翌日、正午から首相ブルムはストライキ労働者にむけて3度にわたってラジオ放送して、「あらゆるパニック、あらゆる混乱は、人民戦線の敵の黒い計画に手を貸すことになろう」と呼びかけて、週40時間労働制と年次有給休暇制度と団体協約制度についての政府法案を、「明日から開かれる新議会に提出する」ことを約束して、政府を信頼するようにと訴えた。そして、同日夜に、経営者団体全国中央組織 Confédération Générale du Production

第3表 1936年1月～12月のフランスにおける
月間ストライキ件数とスト参加者数

月	ストライキ件数	スト参加者数	座り込みストライキ件数
1月	50	8,739
2月	39	9,142
3月	38	12,127
4月	32	13,784
5月	65	13,727
6月	12,142	1,830,938	8,941
7月	1,751	181,471	639
8月	542	56,861	199
9月	789	135,151	391
10月	974	66,814	128
11月	363	51,501	133
12月	202	43,589	79
合計	17,087	2,422,844	10,510

出典：Bulletin de Ministère du Travail, XL111(1938).236, 354, 512, 519; XLIV (1937).B1.

ジョエル・コルトン著・向井喜典監訳：岩村等、小宮山直子ほか訳『フランス労働争議仲裁制度1936年～1939年』大阪経済法科大学出版部、1999年、15ページから転載。

第4表 1919年～36年のフランスにおける
年間ストライキ件数とスト参加者数

年	ストライキ件数	スト参加者数	年	ストライキ件数	スト参加者数
1919	2,026	1,150,718	1928	816	204,116
1920	1,832	1,316,559	1929	1,213	239,878
1921	475	402,377	1930	1,093	581,927
1922	665	290,326	1931	261	35,723
1923	1,068	330,954	1932	330	54,088
1924	1,083	274,865	1933	331	84,391
1925	931	249,198	1934	361	61,445
1926	1,660	349,309	1935	420	89,726
1927	396	110,458	1936	17,087	2,422,844

出典：1919～35年については、Institut Scientifique de Recherches Economiques et Sociales, *L'Evolution de l'Economie Francaise 1910-1937* (Paris, 1937), Planche 36, "Mouvement des Greves en France." 1936年については、Bulletin de Ministère du Travail, XL111(1938). 236, 354, 512, 519; XLIV (1937).B1.

ジョエル・コルトン著・向井喜典監訳：岩村等、小宮山直子ほか訳『フランス労働争議仲裁制度1936年～1939年』大阪経済法科大学出版部、1999年、15ページから転載。

Française, C G P F の会長である鉄鋼大企業の社長ルネ・ポール・デシユマン René Paul Dechmin らと会談して、ストライキを収拾させるために賃金水準を全般的に大幅増額する用意があるので、労使双方の各全国中央組織の首脳部がストライキを収拾交渉する会談を政府が斡旋するようにと要請された首相ブルムは、C G T の指導部からも了解をえて、翌6日午後に首相として初登場して施政方針表明を信任された下院で、野党議員からの質問に答えて、工場占拠という争議行為を合法的な行為とは認めないと声明するとともに、工場占拠している労働者を政府が力づくで排除するつもりはなく、雇主層とストライキ労働者の間の争点を政府が調整するつもりであることを明らかにした。この方針を議会で承認されたので、首相ブルムは、翌7日正午に、C G P F の会長デシユマンを団長とする C G P F の代表団と、C G T の書記長レオン・ジューオー Léon Jouhaux を団長とする C G T の代表団を、首相官邸オテル・ド・マティニオンへ招いて、ストライキ収拾交渉の会談を午後3時から司会した。フランスの労使関係の歴史にはじめて、政府代表者も参加して、首相が司会した労使双方の各全国中央組織の代表団によるストライキ収拾交渉の会談である。

経済危機の諸相がフランス経済の動態に深まる過程で、人民戦線ブルム内閣が組閣と同時に解決しなければならない緊要な政策課題が二つあった。ひとつは、国際通貨制度の再建金本位制をすでに離脱していたポンドとドルの平価切下げ競争が、フランス経済の動態を重圧していた内外価格差を改革するために、資本の大量な海外逃避の累増過程に対処する必要であった。いまひとつは、下院総選挙の結果と未曾有の大ストライキの激動状況に反撥して、資本の海外逃避が増大しはじめた状況のなかで、フランス経済の動態を恐慌局面から脱出させるために、首相ブルムがいう「社会改革と経済再生の同時達成」の構想を実施する課題とめざして、全国各産業部門の多くへ急拡大する未曾有の大ストライキを収拾する必要であった。内外価格差の重圧を改革するために、本位貨フランもポンドとドルに通貨並列化して平価切下げ政策を実施する必要があるという論調が、従来はデフレーション政策を推進していた論者の間からも高まって、政界でも財界でも1934年夏から白熱的な論争を生みだしていた。

人民戦線運動を進める政党連合の内部では、歴代の内閣が踏襲してきた経済

的自由主義の政策理念に依拠する傾向が強かった急進党が、平価切下げ政策の実施にともなう消費者物価騰貴が中小貯蓄者層に与える犠牲に強く反対していた。フランス共産党は、経済再生課題を達成するために必要な資金は「金持ちに支払わせ」という戦略的視座から、大幅な財産課税を実施する必要を提唱していて、インフレーションもデフレーションも平価切下げ政策も、いずれもプロレタリアートに犠牲を強要する「シヤムの双生児」であると主張して、資本の海外逃避を政府が厳正に規制するために為替管理政策を実施する必要を強く要求して、フランス社会党も大多数の党員が平価切下げ論に賛成していなかった。さらに、人民戦線綱領にもこの問題についてなんら明記されていないで、「デフレーションでもなく平価切下げでもなく」という経済再生構想が、人民戦線運動を進める諸政党と諸団体に共通する政策志向であった。本位貨フランを平価切下げする政策の要否は、経済的判断の対象であるよりも、党派的对立の焦点とされた傾向が強く、首相ブルムも、1936年6月6日午後には施政方針表明を信認された下院で、「ある晴れた日に、われわれが平価切下げについての白い貼紙、通貨クーデターについての白い貼紙で壁を埋めてしまうと国民が期待すべきではないし、また心配する必要もない⁽⁹⁾」と公言している。そうした状況のなかで、首相ブルムが先決要件とした政策課題が、未曾有の大ストライキによる社会的緊張状況を收拾して社会改革制度を実現する必要であった。

首相官邸オテル・ド・マティニヨンで1936年6月7日午後3時から首相ブルムが司会したストライキ收拾交渉の労使会談は、団体協約の即時締結と賃金水準の全般的引上げを主要な議題としてはじまった。団体協約の即時締結については、その基礎的部分が、5月末にパリ地域の金属・機械工業部門での労使間の団体協約締結交渉のなかで煮詰められていたので、「雇主側の代表は団体協約の即時締結を承認する」ことを、CGPFとCGTの双方の代表団が合意した協定書の第1条に位置づけて、労働者は言論の自由および労働法規に従って結成された労働組合に自由に加入する権利を雇主側から保障され、雇主側はそれを理由に解雇などの不利益処分をしてはならない（協定第3条）ことが、比較的短時間のうちにCGPFとCGTの双方の代表団によって合意された。そ

(9) Léon Blum, in *Journal officiel de la République Française* op. cit., 6/6 1936

して、「雇主側の代表はストライキ参加労働者に対してどのような報復もしないことを約束する」(第6条)と明記するとともに、「労働組合の権利の行使は法に違反する活動となつてはならない」(第3条)ことを労使双方の代表団の合意事項とすることによって、CGPF代表団は工場占拠という争議手段を違法な行為として暗黙のうちに非難する前提条件を確保した。さらに、CGPF代表団が要求して、従業員10人以上の各企業で組合員も含む全労働者から選出されて、各工場での従業員の個人的苦情を代弁する労働者代表委員の制度を設置する(第5条)ことが、労使双方の代表団によって合意された。この労働者代表委員制度の設置は、各工場で非組合員の声を代表させて労働組合の独占的な発言権を制圧することを雇主側は意図していたといわれているが、代表委員の多くに組合役員が選出される結果となったことを見落とせないであろう。

賃金水準の全般的引上げの課題をめぐって、CGT代表団とCGPF代表団の要求が激しく対立してストライキ収拾交渉の会談は限りなく難航した。CGT代表団は、フランスの産業構造に特有な「異常に低い賃金」の存在を重視して、それを改革する必要と伴せて、全産業部門にわたる10%から15%の全般的な賃金引上げを要求した。この要求に対して、CGPFの代表団は、人民戦線ブルム内閣がやがて実施することを予想される週40時間労働制による企業負担とそれが重なることを懸念して、賃金水準の引上げ幅を7%から10%に抑えることを強く要求して譲らなかったため、数時間にわたった賃金交渉が中断した。CGT側からは賃金の社会的最低限保障の課題を含む賃金水準の全般的大幅引上げの要求であり、CGPF側からは企業の経営負担が増加することへの憂慮であった。労使双方の賃金要求が激突して中断したストライキ収拾交渉を再開させるために、首相ブルムは、その過程で、CGTの書記長ジュオーに、「6月7日深夜。親愛なる友よ。私を与えた保障をここに書くことによって確認する。週40時間労働制と有給休暇および団体協約に関する諸法案が明後日、火曜日に議会へ提出されよう。」と書いた覚書を送っていた。そして、やがて数時間ぶり再開されたストライキ収拾交渉会談の席上で、首相ブルムが労使双方の要求の対立点を折衷した調停案を提出して、CGT代表団とCGPF代表団がそれを承認したので、翌6月8日午前零時30分にCGTとCGPFの双方の

代表団全員と首相ブルムが署名して、労使休戦協定が実現した。

社会改革と経済再生構想の同時達成を政策理念の目標とする首相ブルムが、実質的に仲裁して実現した労使休戦協定であり、賃金水準の全般的引上げについては、最低7%から最高15%にわたる賃金水準の全般的引上げ、ただし、各企業の支払賃金総額は12%以上に増額しないこと、「異常に低い賃金」については、それを改革した後に全般的引上げに参加すること（協定書第4条）が協定された。さらに、労働者の社会権の保障と賃金水準の全般的引上げを定めた「この全般的な協定を工場の管理者が受け入れ、協定の適用に関する交渉が労働者と雇主の間で開始されるとともに、労働側の代表はストライキ中の労働者全員に対して仕事を再開するように要請する。」（協定書第7条）ことを、CGT代表団が承認した。首相官邸オテル・ド・マティニオンで実現されたので、「マティニオン協定」と呼ばれるフランスの労使関係の歴史に新しい発達段階が到来した画期を表象した労使協定である⁽¹⁰⁾。フランス社会党とフランス共産党とCGTの各機関紙が、この協定の全文を大見出しで掲げて高く評価して、CGTの書記長レオン・ジュオー Léon Jouhaux が、「世界史にはじめて一つの階級全体がその生活条件の改革を同時に獲得した」と、この労使協定の締結がもった道義的価値を同日夜のラジオ放送で高く評価している。

首都パリでは、教育、鉄道、郵便、電気、ガス、上下水道などの公共部門が僅かに機能しているだけであって、一般商業新聞の発行も労働者のストライキによって途絶えていた状況のなかで、「マティニオン協定」の締結を報道した新聞は、社・共両党とCGTの各機関紙と、極右同盟アクション・フランセーズの機関紙『アクション・フランセーズ』だけであった。首都パリ周辺の新鋭重工業地帯では、フランスで最大の自動車工場であるルノー社のピヤンクール

(10) 首相官邸オルテ・ド・マティニオンでのストライキ収拾交渉の経過については、Jacques Danos Marcel Gibelin, *Juin 36*, nouvelle edition revue et corrigée, 5 Les accords Matignon, Edition la Découverte, 1986. が詳しい。経営者団体中央組織の原資料を克明に探索された成果、Adrian Rossiter, *Popular Front economic policy and the Matignon negotiations*, *The Historical Journal*, 303, 1987 pp. 663-684. から学んで、拙稿「世界大恐慌期フランス社会改革の原点—マティニオン協定（1936年6月7日）の歴史的位相—」大阪経済法科大学『経済学論集』第27巻第2号、2003年所収で考察している。

工場で、35000人の労働者が5月28日から工場占拠をともなうストライキに労働者が全員参加していた時期であり⁽¹¹⁾、マティニヨン協定が締結された後も、雇主が団体協約締結交渉に応じるまで、労働者の工場占拠をともなう大ストライキが、人民戦線ブルム内閣の内務大臣ロジエ・サラングロ Roger Salangroをはじめ、大蔵大臣ヴァンサン・オリオール Vincent Auriol や労働大臣ジャン・ルバ Jean Lubas ら、フランス社会党出身の閣僚と、CGTの指導部の懸命なストライキ収拾活動にもかかわらず、パリ地域の金属・機械工業部門の労働組合運動を主力として、全国の多くの産業部門で6月11日にかけて最高潮に激化した。恐慌下のフランスで労働協約の締結権も激減させられていて、工場内には「恐怖の体制」と「奴隷制」がルノー社のような大企業でも支配していたといわれる状況⁽¹²⁾のなかで、労働者の鬱積していた生活防衛の要求と雇主層に対する不信感を容易に鎮静されなかったのであり、大企業経営者層の全国中央組織であるCGPFから排除されていた中小・零細企業の雇主の大多数が、団体協約によって拘束されることを極力嫌悪していた。6月11日のストライキ件数は、政府調査によれば全国計で116万5000人となっている。CGTの組織率が高かった鉄道(22%)、郵便(44%)、公共業務(36%)、教育(35%)の諸部門では、ストライキが発生しなかった激動状況であった。

同年6月9日には、国際労働運動の政治指導理論となった反ファシズム人民戦線運動の課題を敵視するレオン・トロツキー Léon Tordzky が、亡命先のノルウェーから「フランスに革命がはじまった」と書き送っていて、フランス社会党の内部でそれに同調する革命的左派の指導者マルソー・ピヴェール Marcceau Pivert らが、労働者の工場占拠を革命へ急行転化させようとして「すべてが可能である」と煽動した活動や、議会制民主主義に敵対する革命的サンジカリストの活動が、政治社会状況を緊張させる過程を掻き立てていた。フランス共産党の内部でも、極左派の中央委員アンドレ・フェラ André Ferrat ら、『ク・フェール』誌を拠点とする集団が、同様な傾向を表明していた。フラン

(11) Jean-Paul, Depretto, Syvie V. Schweitzer, *Le Communisme à l'Usine vie ouvrière et mouvement ouvrier chez Renault 1920-1939*, Paris, Edires.

(12) Simone Weil, *La Condition ouvrier*, Paris, 1951, pp. 267-278.

ス共産党は、こうした煽動が人民戦線運動を破壊する危険な諸結果を制圧するために、「時をおかずに関共同綱領で謳われた諸手段を実行に移す必要がある」ことを、さかのぼって同年5月27日に中央委員会ですでに決定していて、6月13日の中央委員会で、極左派の代表者フェラーと除名するとともに、「すべてが可能ではない。党の主要なスローガンは、『すべてを人民戦線のために、すべては人民戦線によって』である。」という中央委員会声明を発表した。

人民戦線ブルム内閣は、騎馬警官隊や保守隊を、6月10日に、パリ地域やノール県などで街頭や工場周辺に配置して、緊迫した事態にそなえていた。6月12日に、首相ブルムは、「昨日から事態の様相が一変した。…組合組織に疑わしい怪し気な集団の存在を感じる」と議会で報告した。さらに、同日夜、トロツキストが発行していた新聞『ラ・リュット・ウーブリエール』の紙型を政府が印刷所で押収した。人民戦線ブルム内閣は、「マティニヨン協定」が締結される過程で首相ブルムがCGTの書記長ジュオーに書簡で約束していた三つの社会立法、週40時間労働制と年次有給休暇制度と団体協約制度に関する政府法案を、前年7月に政界右派のラヴァル内閣が、政府財政支出を大幅に削減したデフレーション政策を廃棄するために公務員給与調整法案と恩給調整法案と併せて、6月9日午前に下院へ提出していて、法案議会審議過程を野党が引伸ばさないよう特別委員会を設置する政府法案も、議会で可決された。

最高潮に激化する大ストライキの激動過程をめぐる政治社会状況は混迷していて、こうした緊張状況を一変させるために、フランス共産党は、6月11日夕刻に、パリ地域の全党員を招集した活動家集会を開催した。なかでも決定的に重要な転換点となった動態は、その席上で、同党の書記長トレーズが、工場占拠という労働争議の形態をパリ市民の進取の気象、新しい秩序の発端であると高く評価するとともに、「すべてが可能である」と煽動するマルソー・ピヴェールらの活動を厳しく批判して、「すべてが可能ではない」と訴えた演説がストライキを続けているフランスの全労働者に与えた影響である。「マティニヨン協定」の締結が担った歴史的役割について、同党の書記長トレーズが、「この協定は賃金問題について完全に解決できなかつたし、また、できないであろうが、…現在のところ権力の奪取は問題にならない。…もし現在の目標が大衆の

運動をその組織と意識において次第に高めつつ、経済的諸権利の要求を満足させることにあるのであれば、その満足が得られ次第、ストライキを終わらせる方策を心得ていなければならない」と提唱した。「或る場合にはフランスのプチ・ブルジョワジーと農民の諸階層からの支持を失う懼れさえある」と警告したのであり、全国各産業部門へ広がる大ストライキの激動過程を進める主力であったパリ地域の金属・機械工業部門の労働者の運動に対しても、「同志たちのすべての基本的要求が満足させられるならば、…現在の運動を終わらせる協定に署名することができるし、そうすべきである」と訴えた⁽¹³⁾。同党の機関紙『リユマニティ』が翌12日にその演説の主要部分を大見出しで掲げて、6月13日に全文を掲載したフランス共産党の基本方針を表象した書記長演説である。パリ地域の金属・機械工業部門の「工場占拠」をともなうストライキは、組閣を前に控えて同年5月30日から6月1日にかけてフランス社会党が開催した党全国大会でも、「再統一された組合組織に支援されたこの運動と完全な連帯を結ぶ」ことを決議されていた焦点であった。

フランス共産党が、同年6月13日の中央委員会でストライキ収拾活動をさらに進める基本方針を確定した日に、パリ地域の金属・機械工業部門の労働者代表が経営者側からの提案を受け容れ、団体協約の締結権を労働組合の指導部に委任して、同日の夜遅く協約が締結された。未曾有の大ストライキ運動の主力でフランス共産党の影響力が強かったルノー自動車工場35000名の労働者が占拠していた工場から撤退して、楽隊を先頭に首都パリの街路を行進した。パリ地域のストライキは大部分が数日中に収拾されて、各地で激化していたストライキも6月下旬には次第に収拾されていて、6月26日に、内務大臣サラングロが、全国のストライキ参加者数は6月11日の116万5000人から16万5000人へ激減したと議会で報告している。6月一ヶ月間のストライキ件数だけでも過去15年間の全国総計を上廻っていて、7月14日のフランス大革命記念日には、政府調査によれば、工場占拠されている事業所数が613、ストライキ参加労働者数が74000人にまで激減している。人民連合全国委員会が同年春の下院総選挙での勝利を首都パリのナシオン広場で祝福した大集会の日である。

(13) Serge Wolikow, *Le Front populaire en France*, Complexe, Bruxelles, 1996.

Ⅲ. 労働基本権改革制度と購買力政策の実現過程と民衆文化の高揚

人民戦線ブルム内閣が成立する過程を前に控えて、フランス社会党が5月30日から6月1日にかけて開催した党全国大会で委員長ブルムは、自分が首班して成立する新しい内閣が担わなければならない政策課題を自己限定して表明していた。要約すれば、それは、選挙民は社会主義を実現する使命をもつ社会党に投票したのではなく、決められた綱領をもつ人民戦線内閣に投票したのであり、社会党が首班する人民戦線内閣は今後この綱領に基づいて行動しなければならないということであって、第三共和制フランスの議会政治がもつ合法性を空洞化させないために、人民戦線内閣は1875年憲法と議会の慣例に従って公務を指導するということである。そして、人民戦線の政策が失敗に終わろうとも、それによって社会主義の大義はいささかも傷つかないということであり、党との不和および労働者階級全体との不和を唯一の例外として除いては、すべてに立向う決議があるという決意表明であった⁽¹⁴⁾。恐慌下のフランスで反ファシズム議会制民主主義擁護の課題を担って策定された人民戦線綱領に集約された制度政策要求を政策規範として、労働者階級の生活防衛の要求を多数者が連帯する過程の主力として、社会改革と経済再生構想を実現する政策課題の表明である。その重点は労働者階級の人格の尊厳を保障する社会権の画期的な拡張にむけられていた。委員長ブルムは、1918年の著書『政府改革に関する書簡⁽¹⁵⁾』のなかで、革命過程の出発点として私有財産制度を変革する「権力の奪取」という概念と、資本主義体制の枠内で議会制民主主義を擁護して合法性を尊重する「権力の行使」という概念を析出して、両者を峻別していたが、36年春の下院総選挙で人民戦線の政党連合が勝利した結果に照らして、この「権力の行使」という概念を敷衍した政権担当課題の構想であり、満場一致で承認された。

(14) Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, op. cit. Paris, 1965, pp. 157-158.

(15) Léon Blum, "Letters sur la réforme gouvernementale" in *Le Revue de Paris*, dec. 1917-jan., 1918. Cf., Joel Colton, *Leon Blum, humanist in politics*, New York, p. 36-49, 1966.

第三共和制フランスの憲法と議会政治の慣行を擁護して、資本主義社会の枠内で社会改革と経済再生の課題を同時達成して、社会正義を実現する課題をめざした政権担当課題の表明が、そこに読む基本的な性格である。フランス共産党も、「民主主義が世界的に前進している」過程を進めるために、「ロシアのコミュニストたちが通った道とは異なる道を通して社会主義へ進む方法を考えることが可能となっている⁽¹⁶⁾」と、1947年11月に書記長トレーズが書いている運動展開様式を政治指導した。人民戦線ブルム内閣が成立した後ほどなく、「社会改革と経済再生の同時達成」をめざしたと首相ブルムがいう政府法案を議会が相次いで可決して、マティニヨン協定の締結によって実現した労働者の人格の尊厳を保障する社会的権利保障を法の世界で確定するために、労働基準の保障と労使関係の規制を世界史に画期的に改革する法定諸制度が、労働者の生活防衛の要求にこたえて、人民戦線ブルム内閣がフランス経済の動態の恐慌克服課題をめざした政策目的を達成するために、6月下旬に実現された。その法定諸制度は、恐慌下のフランスで鬱積していた労働者の生活防衛の要求が、人民戦線ブルム内閣が成立して実現する社会・経済改革の政策展開様式に期待して社会的に爆発して、フランスの労働争議史に空前の規模で、全国各産業部門の多くへバリ地域の金属・機械工業部門の労働組合運動を主力として、6月2日から急拡大した社会的激動状況に促進されて実現した。

同年6月20日に、法定年次15日間（休日を含めて15日間）の余暇の社会権を法で保障する世界最初の年次有給休暇法⁽¹⁷⁾が制定・公布されて、6月22日に、週賃金減額をともしない世界最初の週40時間労働5日制の法的確定⁽¹⁸⁾が実現して、同法の実施にもなって週休2日制が発足した。それに続いて6月24日に、団体協約法⁽¹⁹⁾の画期的な改革が実現して、産業別さらに全国一律の最

(16) 「イギリスの新聞『タイムズ』(1946年11月17日付)に発表されたモーリス・トレーズの発言」、J. エレンスタインほか著、杉江栄一、安藤隆之訳『フランス現代史・上・人民戦線とレジスタンス』、青木書店、1974年に付録されている引用による。

(17) Loi du 20 juin 1936 instituant un conge annuel payé dans l'industrie, le commerce, les professionslibérales, les services domestiques et l'agriculture.

(18) Loi du 21 juin 1936 instaurant la semaine de quarante heures dans les établissements industriels et commerciaux et fixant la durée du travail dans les mines souterrains.

低賃金制の成立を団体協約の法定必要記載事項に基づいて法定された。この三大法定制度は、労働基準の保障と労使関係の規制が相対的に停滞していたフランスの社会政策の歴史的性格を一挙に改革して、社会改革の政策展開様式の世界史に新しい発達段階が到来した画期を表象した制度改革であり、それに続いて、フランス経済の動態を支配する「200家族」と呼ばれたフランス銀行の大株主による金融寡頭制を規制するために、フランス銀行の管理運営機構を画期的に改革する政府法案や、未曾有の農業危機に重圧されて惨落していた農民の所得を国民経済の購買力として回復させるために、農産物価格を調整する国立小麦公団を創設する政府法案など、経済諸制度を画期的に改革する政府法案が同年夏までにいくつか議会を通過した過程の出発点に位置している。

極右4団体解散令も6月中旬に発令されて、初等義務教育の就学終了年限を1年間延長して教員数を増加した教育法改正法も7月28日に発令されたことなど、議会在夏期休会を迎えるに当って、8月14日に、首相ブルムが、「施政方針表明で政府が約束していて果たされなかったものは一つもない。……10週間に実現された立法的成果は、この国の議会史にその例が多いとは私は考えない⁽²⁰⁾」と述べた時期であり、議会在夏期休会を迎えるまでの88日間に133の政府法案が議会を通過した⁽²¹⁾。それにもかかわらず、議会の保守派が牙城としていた上院で、経済諸制度の改革法案が幾度か修正を余儀なくされて、政府法案が当初に意図していた政策目的を少なからず後退させられている。

恐慌下のフランスで深刻な失業者に雇用機会を創出して提供するために、首相ブルムもCGTの書記長ジュオーも重視していた公共土木事業を開発して、経済再生構想の達成過程を促進するための公共事業法も、同年7月14日に制定・公布されていたが、当時のフランスの労働者の多くにとって最も歓迎され

(19) Loi du 24 juin 1936 modifiant et complétant le chapitre IV bis du titre II du livre 1^{er} du Code du Travail : 《De la convention collective de travail》

(20) Léon Blum, in *Journal officiel de la République Française*, op. cit. de Debat parlementaire, 6/6 1936.

(21) Paul Warwick, *The French Popular Front: A legislative analysis*, Chicago, The University of Chicago Press, 1977. Léon Blum Chicago Chicago Press, 1977, p.24.

(ポール・ウォリック著、山口正之監訳、向井喜典ほか訳『フランス人民戦線と議会一立法過程の計量分析』、大阪経済法科大学出版部、1995年、28ページ) 参照。

た労働者権利保障制度は、世界最初の年次有給休暇法の制定・公布にともなう余暇の社会権の保障と、世界最初の週40時間労働法の法的確定にともなう週休2日制の発足であったと、国際的に著名な近年の歴史的研究の成果にも書かれている⁽²²⁾。年次有給休暇法を制定・公布する制度政策要求は、人民戦線綱領になんら明記されていなかったが、1920年代からCGTが、労働過程で疎外されている労働者の人権の尊厳を実現するために毎年の全国大会などで強く要求してきた重点課題であり、首相ブルムもこの制度が実現される必要を第1次世界大戦後から提唱していて、フランスで最初の年次有給休暇法案が1925年から31年にかけて議会審議されていた。1936年6月20日に制定・公布された年次有給休暇法は、工業と商業と自由業および家内就業と農業に従事する勤続1年以上のすべての労働者に対して、業種、職種、性別、年齢、国籍の差別なく年間最低15日間（休日を含む）の連続休暇（ヴァカンス）を有給で保障することを確定した。それと併せて、勤続1年未満の労働者に対しても、団体協約や各企業での慣行に基づいて減額の年次有給休暇の連続取得権を容認した法定制度であり、同法は、その適用を、後続するデクレ（政令）に委ねて「ヴァカンス基本法」と呼ばれている。同年6月24日に国際労働機関ILOの第20総会で採択された年次有給休暇制度に関するILO第52号条約で規定された国際労働基準の設定にさきだって、その規定水準を凌駕した世界最初の法定年次有給休暇制度である。1936年8月から39年2月にかけて発令された一連のデクレによってフランスの全産業部門に適用・実施されて、今日でも「ヴァカンスの先進国」と呼ばれているフランスの年次有給休暇制度の歴史がはじまった。

法定年次有給休暇制度の実施過程が担った歴史的役割は、同年6月22日に制定・公布された世界最初の週40時間労働法の政府法案がめざした役割とも不可分離に連動している。その政府法案が下院の特別委員会で議会審議された過程で、人民戦線ブルム内閣を代表して提案理由の説明者となったアンドレ・フィリップ Andre Phillip が、この政府法案がめざしている政策目的は、社会的には、すでに圧倒的多数の賛成をえて下院を通過していた年次有給休暇法案と共通していて、「産業の機械化、専門化にともなって労働の喜びが次第に困難に

(22) Julian Jackson, *The Popular Front in France*, op. cit. p. 203, 訳書225ページ参照。

なっている現実に対処して、〔労働者に〕人格を実現させるために余暇を拡大する」ことにあと述べている⁽²³⁾。その政府法案がめざした経済的目的は、「労働時間を短縮することによって、定量の総労働量をより多数の労働者に再配分することを可能にさせて、失業者の再吸収を図るとともに、週賃金減額をともなわないことで、労働者の賃金すなわち購買力の総額を増加させて、国内市場の拡大と生産の増加をめざして、恐慌から離脱する課題に寄与する」ことにあと述べている。労働者の人格の尊厳を実現させるために休息と余暇の社会権を法で保障する課題が、年次有給休暇法と週40時間労働法の政府法案に共通した社会的目的であり、失業者の吸引と賃金＝購買力の増加による恐慌克服課題をめざした政策理念の構想が、週40時間労働法案の経済的目的である。その政策目的が、同年6月24日に制定・公布された団体協約法によって保障された労働者の団体協約締結権の画期的な拡張による、労働者の組織的力量的の増強過程への期待によって基礎づけられたのであり、そこに、人民戦線ブルム内閣が成立後ほどなく、経済再生構想を達成するために実現した労働基本権改革制度が担った世界史に画期的な歴史的役割を見ることが出来る。年次有給休暇法と週40時間労働法が担った役割の相互の関連について、「人民戦線内閣が基本的人権のリストに付け加えた休息と余暇の権利であり、1948年に世界人権宣言によって声明される権利であった⁽²⁴⁾」という評価もある。

週賃金減額をともなわない世界最初の週40時間労働法は、人民戦線綱領で「週賃金減額をともなわない」という字句を削除されていたが、フランス社会党の機関紙『ル・プープル』の1935年9月25日号に掲載された「社会党と共産党の共同綱領」でも、強く要求されていた重点課題であり、1936年5月中旬からの未曾有の大ストライキの過程でも、ストライキ参加労働者の多くに共通した制度政策要求であった。同年6月22日に制定・公布された週40時間労働法は、1918年に制定・公布された8時間労働法を改革して、工業、商業、官公庁およ

(23) Ander Phillip, *Journal Officiel, de la Republique Française, Débats parlementaires*, 12/6/1936.

(24) Etienne Gout, Pierre Juvigny, Michel Mousel, *La Politique Sociale du Populaire*, in Pierre Renouvin et Rene Remond dir., *Léon Blum, Chef de Gouvernement, 1936-1937*, Presses de la Fondation National des Sciences Politiques, Paris, 1965.

び職業教育機関や社会福祉的な性格をもつ病院などの公共機関で従事するすべての労働者に対して、業種別、職種別、企業規模別、性別、年齢別の差違にかかわらず、所定労働時間が週40時間を越えてはならず、ただし、鉱山労働者については週38時間30分とすると法定した。そして、法が適用された結果として労働者の生活水準を低下させてはならないと法定して、従来の週8時間労働制に対して支払われていた賃金額を、週40時間5日労働制に対して支払うことを法で強制した法定制度であり、時間当り賃金で換算すると20%の賃金増額に相当する労働基準保障制度である。前年(1935年)6月にILO総会で採択されていた週40時間労働制の導入に関するILO第27号条約がめざした国際労働基準を凌駕した世界最初の法定制度である。

週40時間労働法の適用方式は、同法が政府に与えた職権に基づいて、政府が適用対象産業部門の労使双方を代表する各職業団体(労働組合と使用者団体に訪問して、1926年に労使協議機関として創設されていた国民経済審議会の議を経て、各産業部門別にデクレで決定する方式を法定された。産業別団体諮問方式と呼ばれた方式であり、この適用方式は、それに続いて6月24日に制定・公布された団体協約法が、フランスの労働法に特有な概念である「最も代表的」な職業団体として団体交渉の当事者資格を法定した法規定と共通していて、労使双方の各全国中央組織であるCGTとCGPFが主導する団体交渉で労働基準を規制する方式を、フランスの労使関係の歴史に開かせた。フランスの労働組合運動には、1922年に結成された労働組合全国中央組織Confédération Fédération Travailleurs Française CFTCもあったが、その組織率はきわめて低く、未曾有の大ストライキにも組合員が参加したが、人民戦線ブルム内閣が労使関係を安定せるために主眼をむけた対象はCGTの運動であった。

週40時間労働法の適用実施過程は、同年11月に石炭産業、12月に金属・機械工業、建築業からはじまって、翌1937年4月末までにフランスの工業部門の全企業に広がっていて、同年末までに60以上の適用デクレが発令されていて、フランス全土のほとんどすべての職業と地域に適用済みとなっている。その過程で、週40時間労働制を適用・実施するデクレにともなう週2日制の週休制も、適用・実施対象産業部門の全企業に広がった。週賃金減額をとまなわない法定

週40時間労働制実施が労働者の賃金増大に与えた影響を推計することは、企業経営にとって年次有給休暇制度の実施が与えた経営負担も勘案されなければならないが、それを正確に把握することが難しいが、さきに書いた同年3月8日夜のラジオ放送のなかでCGTの書記長ジュオーが、マティニオン協定で定められた平均12%の全般的賃金引上げと年次2週間の有給休暇を加えると、労働者の時間当り賃金額の上昇率は平均34%になると語っていて、8月に政府統計でそれを追認されている(第2図、第3図、参照)。

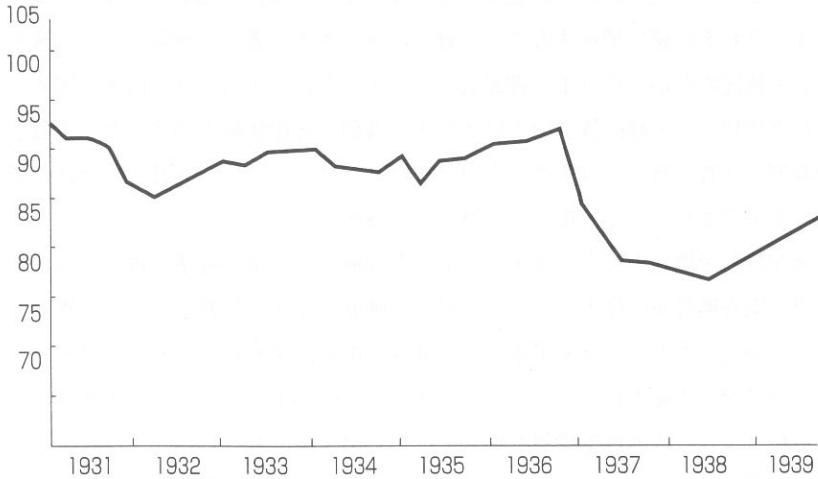
週40時間労働制の制定・実施をめざした政府法案の議会審議過程は、同法の適用・実施過程が恐慌下のフランス経済の動態に与える影響をめぐって難航した。なかでも重大な政府法案批判の論調は、中道派諸政党を代表する財政通として著名な元大蔵大臣ポール・レノー Paul Reynaud が、下院で同年6月12日に首相ブルムの経済再生構想を厳しく批判した主張であった。レノーは、マティニオン協定の締結がもつ意味を、ブルムがフランス経済に存在する圧倒的多数の中小・零細企業者の経営負担を無視して大企業の経営者層と取引したと批判した。そして、週賃金減額をとまなわない労働時間の短縮は企業の経営負担能力を無視する暴挙であり、企業の整理・倒産によって失業者を増加させて、「賃金コストの上昇によって国際競争力の低下と輸出の減退を導くと主張して、「ひとが経済法則を無視するならば法則が仕返しをする」と論難した⁽²⁵⁾。上院では、急進党の元委員長で上院財政委員会の委員長でもある同党の上院代表ジョセフ・カイヨー Joseph Cailloux が、上院で6月18日に、政府法案がもつ意図を、アメリカ合衆国で実施されているニュー・ディール政策を模倣する「小人の国のローズヴェルト主義」であると呼んで、巨大な資源保有国であるアメリカ経済と過大な債務を負っているフランス経済との差異を浮彫りにした⁽²⁶⁾。首相ブルムは、当時350億フランと推計されていた国内の退蔵通貨を極力重視していて、フランスにはアメリカ経済にない巨額な退蔵通貨があるのでそれを活用すると反論した。週40時間労働制法案は、第三共和制フランスの議会史に前例がなかった短時日のうちに6月18日に176票対80票の票差で可決された。

(25) Paul Reynaud, *Jurnale Officiel, Debat Parlementaire*, 12/6/1936.

(26) Joseph Cailloux, *Jurnale Offciel, Debat Senat*, 18/6/1936.

世界大恐慌期のフランス社会改革と阻害要因(Ⅰ)

第2図 労働時間指数 (1930年=100)



[出典] A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres* t. 2, 1967. et 545.

第3図 運賃金の購買力指数 (1930年=100)



[出典] A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres* t. 2, 1967. et 545.

年次有給休暇法と週40時間労働法が制定・公布された過程に続いて、同年6月24日には、労働者権利保障制度の展開様式を労働者の組織的力量が増大する動態によって基礎づける団体協約法が制定・公布された。マティニオン協定の第1条で「使用者側の代表は団体協約の即時締結を承認する」と明記されている労働者の団体協約締結権の規定を、法の世界で確認した法定制度であり、同法は、1919年に制定・公布されていた団体協約法を改定して、団体協約の締結手続きを簡素化して、協約締結権をもつ労使双方の両当事者を、各産業部門の「最も代表的な職業団体とする」という資格要件を法定するとともに、団体協約がもつ拘束力を、当該協約の適用対象となる企業が含まれる同一の職種または地域で雇用関係にある労使双方の全員に拡張するという一般的拘束力の法規定を導入した。そして、この一般的拘束力の法規定を導入することによって、賃金水準の社会的最低限保障の課題を達成するために、産業別さらに全国一律の最低賃金制の成立を、労働者の団体協約締結権の世界史に画期的な適用拡張規定によって基礎づけることを課題とした法定制度である。

団体協約の法定必要記載事項も画期的に改革されて、i 労働者がなんらの制約も受けなくて労働組合に加入または脱退する権利と言論の自由、ii 労働者10人以上を雇用する全企業で、当該企業に就労する労働者ならびに従業員から選出される従業員代表の必置、iii 職級別ならびに地域別の最低賃金額、iv 休暇の期間、v 見習工の養成制度と組織、vi 協約の適否をめぐる紛争を調停または仲裁に付託する手続、vii 協約を改定する手続を、労使双方の両当事者が法で義務づけられた。そこに読む従業員代表の設置とは、マティニオン協定の第5条の規定（前掲）を継承するものであり、労働組合への加入と脱退の自由も同協定の第3条（前掲）から出発している。そして、団体協約がもつ効力に一般的拘束力を付与される規定は、適用対象の各産業部門で「最も代表的」な職業団体の一つから要求があれば、労働大臣または県知事が召集する「労使合同委員会」で、効力拡張の適用を受ける要件を具備した協約案を審議・決定して、両当事者の意見が一致しなかった場合には、労働大臣が介入することを法定された。

同法の施行細則を定めた労働省デクレが7月3日に発令されて、労使双方の「最も代表的」な県レベルの職業団体（CGT県支部と県商工会議所）から選

出された同数の委員から構成され、県知事が総括する県調停合同委員会が全県で発足した。団体協約の締結件数は、1935年に全産業部門計で38件であったものが、36年6月から9月までの3ヵ月間に700件を越えていて、同年末には1123件、翌37年7月15日には4945件へ激増したと政府調査で報告されている。労働者の組織率も飛躍的に激増した時期であり、CGTの組織基盤も、従来は主力であった公務員、鉄道員、教員および中小企業を中心とする伝統産業部門から、金属・機械工業部門を中心とする基幹産業部門の大企業労働者へ急拡大した。それにもかかわらず、効力拡張命令を要求した協約件数は1937年に700件程度にとどまっていた、効力拡張命令を各級の労使合同委員会から受けた件数はさらに少なかった。労働組合運動が、「戦闘的な少数者の運動」と呼ばれた伝統を克服して「大衆的労働組合運動」へ発展する過程を進めていて、CGTに加盟した労働組合員数が、1937年末には同年3月初旬のCGT再合同大会の時期の実数を一挙に4倍増して約400万人に達していた時期である。

経営者団体全国中央組織CGPFが、それに対抗して、従来は排除していた中小企業雇主層も糾合するために、同年8月16日に、Confédération Générale du Patronats Française, CGPFへ改組、改称して、「マティニオンへの復讐」を旗印として全経営者を結集する「社会労働問題対策の総本部」へ役割を転換する過程を、さまざまな方策と形態で広範に進めていた。後に書くように、同年10月には、マティニオン協定が締結される過程を経営者側から主導したCGPFの会長デュシュマンが辞任して、新しく会長に迎えられたパリ大学法学部の教授で財界誌の編集長でもある反労働組合主義の論説で著名なクロード・ジョセフ・ジヌー Claude Joseph Siegneaux が、10月10日におこなった会長就任演説で「経営者よ経営者たれ⁽²⁷⁾」と提唱して、CGPFに結集する「経営者の権威」を全産業部門で再確立するために、「マティニオンへの復讐」と全雇主層の共同の標識とする熾烈な反労働組合運動を系統的に指導した。

労働者の労働と生活の全面にわたる社会的人権保障の要求に応える法定諸制

(27) Claude Joseph Gignoux, *Patrons! Soyez des patrons*, Paris, 1937, p. 9. 廣田功教授の前掲著現代フランスの史的形成前掲著第7章「人民戦線と雇主層の対応」に多くを学ばせていただいた。

度が、恐慌下のフランスで同年6月下旬に実現した過程に続いて、人民戦線ブルム内閣は、第三共和制フランスの議会制民主主義を擁護する社会正義の前進をめざして、社会改革と経済再生の同時達成をめざしたと首相ブルムがいう政策理念の目標を、広範な多数者の生活防衛の要求に応じてさらに実現するために、経済諸制度を画期的に改革する政府法案を議会が可決する課題をめざす立法活動を進めていた。同年7月24日には、フランス経済の動態を支配する金融寡頭制「200家族」が、フランス銀行の管理・運営機構を専制的に管理する拠点としていた同銀行の理事会を廃止して、同銀行の業務を国民の総意を代表する政府の監督下におくために、フランス銀行改組法⁽²⁸⁾が制定・公布された。8月11日には、「死の商人」と呼ばれていた軍事産業の経営を政府が管理する国有化法も制定・公布された。続いて8月15日には、未曾有の農業危機に重圧されて惨落していた農民の所得を、国内市場を活性化させるための「購買力」として回復させるために、世界有数の小麦生産国であるフランスの小麦の公定価格を、小麦生産者と消費者と小麦加工業者と穀物商の各代表者と政府代表者が協議・決定する国立の機構として、小麦公社の創設を法定された⁽²⁹⁾。8月19日には、失業者に雇用機会を提供して経済再生構想の達成を促進するために公共事業法が制定・公布された。さらに、同日、物価騰貴抑制法が制定・公布されて、公務員と生産者と消費者の各代表者によって構成される物価監視委員会が、各県と全国の2段階によって設置されたが、8月中旬から消費者物価水準が破局的に急上昇しはじめた過程で、賃金水準の増額と物価騰貴が悪循環すると主張する論調が急速に広がって、ほとんど役割を果さなかった。なかでも深刻な阻害要因によって制約された議会審議過程は、フランス銀行改革法案と小麦公社創設法案が議会審議された過程であった。

フランス銀行改革法案の議会審議過程で、その政策目的を、大蔵大臣ヴァンサン・オリオール Vincent Auriol が、「国民労働と国民生産の強力な息吹をフランス銀行の管理のなかに浸透させて、公私の信用創造が経済的必要に応じて

(28) Loi du 24 juillet 1936 tendent à modifier et à compléter les lois et statuts qui régissent la Banque de France.

(29) Loi du 15 août 1936 tendant à l'institution d'un Office national interprofessionnel du blé.

組織されて、国民生産のすべてを支持されて貿易が繁栄できるように、「利率を引下げることが経済活動を営むすべての人たちにとって基本的な関心事である⁽³⁰⁾」と、6月21日に下院で説明していたが、こうした方向で公信用の国民的管理機構を創造する文字通りの国有化をめざしていた政府法案を、議会の反対が厳しくて提出できないで、急進党の上院代表であるジョセフ・カイヨーが率いる上院財政委員会で二度目の法案も撤回させられた。議会を通過した法の内容は、主として株主総会の改組と理事会の廃止にともなう一般評議会の新設という管理機構の改革だけにとどまった。金融寡頭制「200家族」の利益代表者から構成されていた理事会を廃止して、協同組合連合会とCGTとCGPFからそれぞれに提出される名簿に基づいて政府が任命して、各省の政府代表者が参加して構成される一般評議會を新設されて、この一般評議會で株主のもつ権限が1/3に縮減された。「保守的で正統的な金融政策の牙城」と呼ばれていたフランス銀行の管理・運営機構を、政府金融機関へ改組するための重要な機構改革であったが、会計検査院総裁の現職のままで政府が新総裁に任命したエミール・ラベリー Emille Laberry が、同年8月中旬に開かれた一般評議會で、フランス銀行は伝統的な正統派の信用政策を継承すると言明して、人民戦線ブルム内閣が必要とした公的信用を拡張する要求を牽制している。

国立小麦公団創設法の政府法案も下院と上院の間を7回も往復して難航した。その政府法案は、「農産物価格の引上げは、賃金の引上げと同様に、大衆的な農村と農業の繁栄と経済的革新にむけて本格的な一要件である⁽³¹⁾」と、農林大臣ジョルジュ・モネ Georges Monnet がいう構想に基づいて策定されて、小麦などの農産物市場から投機的な中間商人を排除して、農民の協同組合運動を助成して農民に正当な報酬を保障して、労働者に適正なパン価格を保障することを課題とした。この政府法案がめざした政策目的を、地方都市とならべて農村に主要な支持基盤をもつ最大の政府与党である急進党が、「農業社会化をめざす序曲」であるとか、「労働者に安価なパンを確保させる」ために農民を犠

(30) Vincent Auriol, *Bulletin Quotidien*, 20-22/6/136.

(31) Georges Monnet, *Place of Agriculture in the Economic Policy of French Government*, *Foreign Affairs*, May 1937.

性にする政策であると批判する論調が、上院でも高まった。議会をようやく通過した法の内容は、小麦生産者代表9名と消費者代表9名と小麦加工業者代表9名と鑄物商代表9名と政府代表者4名で構成される公社中央審議会で、小麦の公定価格を協議・決定されることを法定された。そして、その公定価格決定方式は、公団審議会の全員一致を原則とするが、4/5の出席者があって、そのうち3/4の意見が一致しないときには、政府が仲裁することを法定された。同年8月31日に協議・決定された初年度の小麦公定価格の引上げは、小麦生産農民にかなり大きな実質的利益を与えたが、その後の実績については、「農民層にはほぼ一般的な憤激の叫びを惹き起こした」という評価がある。

同年夏には未曾有の大ストライキによる社会的激動状況が各地でほとんど収拾されていて、多数の青年労働者が通勤用の自転車や農村や海岸地帯や山岳地帯へ旅をしていて、ユース・ホテルも相次いで増設されて祖国フランスについての見聞を各地で広げていた。その過程で、多数の労働者とその家族が、年次有給休暇法の実施過程と連動して人民戦線ブルム内閣が発令した「余暇の組織化」政策によって、割安にされた旅費と宿泊費に補助されて、従来は富裕な階層が排他的に独占していた南フランスの風光明媚なコート・ダ・ジュールや、アルプスなどの山岳地帯へ長期宿泊旅行して、世界最初の法定年次有給休暇制度による余暇の社会権を満喫した。首相ブルムが組閣に当って、スポーツ・余暇担当国務次官に任命した36歳の青年弁護士で反ファシズム知識人監視委員会の有力な会員でもあるレオ・ラグランジュ Léo Lagrange が企画して、従来は遠距離旅行した経験がない多数の労働者とその家族に対して鉄道運賃を40%割引する人民有給休暇切符の制度も実現されて、グループ旅行すれば50%割引、団体旅行列車に乗れば60%の割引も認められた。別名をラグランジュ切符と呼ばれた制度であり、同年冬にはクリスマス旅行のための民衆切符も発売されていて、スキー場への特別列車も運行されている。それらの特別割引切符の利用者数は、同年に56,000人、翌37年度に90,000人へ増加している。当時の或る調査報告書によれば、4人家族の標準労働者家計にとって、有給休暇制度を利用して家族で遠距離旅行することが、一般には不可能であったという記録⁽³²⁾も

(32) J.V. Parant, *Le problème du tourisme populaire*, Paris, 1939, pp 164-179.

あるが、そうした家計費負担による制約と経験不足による制約を緩和させるために、CGTはヴァカンス資金を貸付ける制度を開設していた。

人民戦線ブルム内閣のスポーツ・余暇部門が独自に計上した予算額は、上院財政委員会で重圧されて減額されたが、首相ブルムの意を汲んでラグランジュがパリ在住の多くの知識人から協力をえて進めた政策である。翌1937年1月7日にラグランジュは、余暇の組織化政策がめざしている役割について、「社会進歩と、ここ数週間に労働者の状態にもたらされた根底的な変化が、フランスで余暇の組織化の問題を全面的に提起している。スポーツ余暇と観光余暇と文化余暇、これらのものは、人間の尊厳の獲得と幸福の追求という同じ社会的要求の相互補完的な三つの側面である。」と述べている。「だが、それらのものは、稀な例外を除けば、いまなお一つの社会階級の特権となっていて、…人民の民主主義の体制は、必要な社会改革によって大衆の余暇を創出したが、同時に、これらの余暇を組織しなければならない。すなわち、この体制は、人民大衆にスポーツと観光を實踐して文化の喜びを知る諸手段を提供しなければならない。」と述べている⁽³³⁾。そこに、「人間の尊厳の獲得と幸福の追求」という、社会を構成するすべての個人が人間の全面的発達をめざす課題にむけて、人民戦線ブルム内閣の余暇の組織化政策がめざした世界史に先駆的な役割を読むことができる。

観光余暇については、さきにしたが、スポーツ余暇の組織化でも、ラグランジュは、人口構成の少子高齢化傾向が進んでいたフランスで青年労働者が成長する必要に重大な関心をむけていて、当時の支配的な「見世物の対象としてのスポーツ」が豪華なスタジアムを作る商業化のスポーツ観を排除して、青年層が身体状況を改善するための「浄化スポーツ」という「実践の対象としてのスポーツ」への転換を提唱して、指導者を育成するための教育・研究機関も

(33) Cacérés, *Allons au-devant la vie la naissance du temps des loins en 1936*, Paris, 1981, p.36. 日本の研究成果では、廣田功教授の先駆的成果「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面—有給休暇と〈余暇の組織化〉」、中央大学出版部1987年、所収と、廣田明教授の「両大戦間期フランスにおける余暇の組織化」権上・廣田・大森編『20世紀資本主義の成果—自由と組織化』東京大学出版会、1993年、所収から多くを学ばせていただいた。

新設されて、古代のスポーツが「幅広い一般化された体育」をめざしていた理念を理想として、翌37年3月1日のデクレで「民間スポーツ認定証」がラグランジュの提案に基づいて制定された。文化余暇の組織化でも、「かつて芸術家と人民大衆の思想・感情の一致をもたらしていた古い伝統を復活させること」を理想とされて、労働者と知識人層の間の「古くからの障壁」を越えて「民衆に文化を提供して文化に民衆を提供することが一つの現実となった」と、歴史研究の成果の多くに読むことができる。ルーブル美術館の夜間開放もCGTが要求してはじまって、労働者と知識人層の知的交流による民衆文化の革新過程が爆発的に高揚して多彩に進展した。そうした状況を、1936年5月中旬からの未曾有の大ストライキによる労使関係の矛盾の「社会的爆発」とならべて、「文化的爆発」と呼ばれていて、1930年代のフランスの高度に区分された社会のなかで、人間活動のすべての領域にわたる障壁を破碎しようとする多数者が相互に連帯した「政治的、社会的、文化的爆発」であったと、国際的に著名な近年の歴史的研究の成果に書かれている。そして、この目的を貫徹することに人民戦線運動は失敗したが、「伝統的な地位」をもっていると評価されている⁽³⁴⁾。

恐慌下のフランス経済の動態は、1936年8月中旬から破局的に増大した消費者物価水準の急上昇過程と重なって、大量な金フラン正貨の海外逃避が8月下旬から破局的に激増して、フランス銀行の金準備高を国防のための必要最低限度額と軍部が通念していた500億フランに近い水準にまで9月初旬に激減させた。同年5月中旬からの未曾有の大ストライキに反撥して6月に33億7100万フランに著増していた海外逃避資本総額が、大ストライキの収拾過程にもなって6月末から還流しはじめたが、ポンドとドルの為替切下げ競争による内外価格差の重圧が厳しく、9月の海外逃避資本総額が68億100万フランとなって、フランス銀行の金準備高の喪失総額が9月末に約528億フランに達していた。その時期に、自動車工業を全工業部門で生産指数が5月の87(1930年=100)から9月の81~87の水準で停滞していた状況のなかで、失業者総数の推定値も同じ期間について74万8000人から75万6000人と微増した過程で、時間当たり賃金

(34) Julian Jakson, *The Popular Front in France*, *op. cit.* pp 245. etc. (訳書263ページなど) 参照。

率権数は94.6から113.6へ上昇(1930年=100)したが、消費者物価指数の急上昇傾向が政府の予想を越えて著しく、卸売物価指数が12%、小売物価指数がパリで7.6%、地方で9.3%へ上昇して、貿易差額が5月の79,700万フランから9月には66,900万フランへ激減していた⁽³⁵⁾。国際通貨市場でもつフランの信認度が急速に低落していて、本位貨フランの危機が深まっていたのであり、政府財政危機も深まって、首相ブルムが失業者を吸引して経済再生課題を達成するための要諦としていた公共土木事業費の財政支出額も、同年末までに40億フランの支出を計上していた予算額を、同年9月に隣国ドイツのナチス政権が発表した再軍備政策に対抗するために国防費を巨額に追加計上する必要に制約されて大幅に支出削減せざるをえなくなって、同年末までの政府財政支出実績は10億フランにとどまっている。総じて、この時期は、人民戦線ブルム内閣がめざしていた社会経済改革の政策展開様式が担う役割が、経済過程から慌しく累増した阻害要因に制約されて後退しはじめた時期でもある。(未完、以下次号)

(35) Jean Charles Asselain, *Histoire économique de la France*. Vol. 2 Paris 1985. pp.30-79. Alfred Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres*. Voll. 2 Paris 1972 pp. 125-258, etc.